

及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)

8 警察本部会計課長の特定専決事項

- (1) 物品の売払い契約に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)
- (2) 1件の予定価格2,000万円未満(随意契約に係るものにあつては、500万円未満)の物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)
- (3) 物品に係る入札及び契約の保証金の受入れ又は払出しに関する事(出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)
- (4) 1件50万円以上の物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約の履行の確認に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)

附 則

この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

(人 事 課)

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第2号

本 庁

出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)の一部を次のように改正する。
第31条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、経営管理部長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書(電子決裁に係るものに限る。)における第1項の認印の押印を省略することができる。

第35条第3項中「もの」の次に「又は経営管理部長が別に定める方法により文書

管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（経営管理部長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

（総務課）
